

平成28年度訪問介護指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	訪問介護員等の員数	○平成28年4月時点で訪問介護員の常勤換算方法2.5以上の配置がありませんでした。毎月常勤換算方法で2.5以上確保できるように是正してください。また、確保できない状態が継続するようであれば、事業の休止を検討してください。	都条例第111号第5条 都条例施行規則第141号第3条	1
2	サービス提供の記録	○サービス提供の記録の内容が具体的でない事例、買い物同行の際の具体的な場所、購入物品等の記載がない事例、利用者の心身状況についての記載がない事例がありました。サービス提供の記録にあたっては、介護給付費算定の妥当性が確認できるように具体的な記録を行うとともに、利用者の心身の状況についても確実に記録してください。	都条例第111号第23条第2項 都条例施行要領第3の1の3(13)②	4
3		○一部、提供した具体的なサービス内容が確認できない日がありました。サービス提供の記録が訪問介護費の算定根拠となることを念頭に、確実に十分な内容のサービス提供の記録を行ってください。サービス提供記録については、実際にサービス提供を行った時間で記載してください。また、提供した具体的なサービス内容が確認できない日については、サービスを提供した根拠が認められませんので、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。		
4	アセスメント	○アセスメントの内容が具体性に欠けており、利用者の状態像がつかみにくい不十分なものとなっていました。アセスメントの果たすべき役割を再考し、提供する訪問介護の妥当性が見いだせる、内容の充実したアセスメントを行ってください。	都条例第111号第17条、第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(17)①	3
5		○適切な時期にアセスメントが行われておりませんでした。初回の訪問介護計画作成時はもちろんのこと、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者状態像に変化があった時には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。		
6	訪問介護計画	○居宅サービス計画に位置付けのないサービスを訪問介護計画に位置付けている事例がありました。居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成するとともに真に必要なサービスが居宅サービス計画に位置付けられていない場合には、担当する介護支援専門員に相談の上、居宅サービス計画及び訪問介護計画双方に位置付けて、サービス提供をしてください。	都条例第111号第28条第1項、第2項 都条例施行要領第3の1の3(17)①② ③	2
7		○アセスメントの結果が自立であるにもかかわらず、身体介護の位置付けがされた事例や保険給付としての妥当性が認められない買い物同行等が自立支援とされた訪問介護計画が作成されている事例がありました。また、訪問介護計画に、担当する訪問介護員の氏名の記載がなく、提供するサービスの内容も具体的ではありませんでした。アセスメントの結果から保険給付としての妥当性が見いだせる適切な提供サービスを位置付けた訪問介護計画を、項目のもれなく作成してください。		
8		○訪問介護計画に位置付けたサービスが身体介護である旨が読み取れない事例や、所要時間が明確になっていない事例、居宅サービス計画と整合性のつかない事例がありました。位置付けたサービス内容の介護報酬上の区分や所要時間が明確になるよう記載し、居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。		
9		○訪問介護計画が作成されていない時期がありました。適切なアセスメントに基づき、具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を新規利用の時だけでなく、認定更新、区分変更時等、その他利用者の日常生活全般の状況を踏まえて作成してください。		
10		○訪問介護計画の作成及び同意が遅れている事例がありました。訪問介護計画は速やかに同意を得て、利用者へ交付してください。		
11	実施状況、評価	○訪問介護計画作成後、実施状況や評価説明が行われておりませんでした。適切に訪問介護計画の実施状況の把握を行い、利用者又はその家族に実施状況や評価説明を行い、説明をした記録を残してください。	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(17)③	2
12	勤務表	○月ごとの勤務表が作成されておらず、適切な人員配置であるかどうかを確認することができませんでした。毎月勤務表を作成し、人員基準が満たされていることが確認できるようにしてください。	都条例第111号第11条 都条例施行要領第3の1の3(4)①	1
13		○勤務表に日々の勤務時間が明確に記載されていませんでした。日々の勤務時間を明確に記載し、毎月、人員配置基準を満たしているか確認をしてください。		
14	健康管理	○職員の健康状態について、必要な管理を行っていませんでした。職員に定期的に健康診断を受診させる等して、職員の健康状態について、適切な管理を行ってください。	都条例第111号第32条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)	2
15	秘密保持	○秘密保持の誓約書に退職後も秘密を保持する旨が盛り込まれていませんでした。については、秘密保持の誓約書には退職後においても秘密を保持する旨を盛り込んでください。	都条例第111号第34条第2項 都条例施行要領第3の1の3(21)②	1
16		○一部従業者(管理者)の秘密保持に係る必要な措置が講じられておりませんでした。漏れなく秘密保持に係る誓約書等を取り交わすようにしてください。		
17		○第三者の情報提供する可能性のある家族について同意を得ていない事例がありました。家族がいる場合は利用者とは別に、家族代表の個人情報使用同意を文書で得てください。		
18	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が行われていない事例がありました。については、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第39条第1項 都条例施行要領第3の1の3(25)	2
19		○訪問介護計画に位置付けのない買い物同行を行い、それに要した時間も含めて介護給付費を算定している事例がありました。適正な報酬算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。		1

20		○居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けの無いサービス(服薬介助、通院介助)を行い給付費の算定を行っている日がありました。当該日について、計画に位置付けの無い訪問介護サービスは算定できませんので、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。また、今後は、計画に適切に位置付けた上でサービス提供を行ってください。	都条例第111号第20条 厚告第19号別表1イ 注1 老企第36号第2の2(4)①	3
21	報酬算定	○訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護に加え、別のサービスコードでの請求もされており、二重請求となっていた事例がありました。二重請求となっていた事例について、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をおこなってください。あわせて、給付請求について誤りが起こらないよう、給付管理の確認体制を確立するなどしてください。		1
22		○前回提供した訪問介護から次の訪問介護までの間隔が2時間未満であるにもかかわらず所要時間を合算せず、それぞれ算定を行っていた事例がありました。訪問介護サービスの間隔が2時間未満の事例については、所要時間を合算した上で、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1イ 老企第36号第2の2(4)③	1
23		○訪問介護費の算定において、1回の訪問介護で「身体介護」と「生活援助」が混在する場合には、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせで算定することとされています。「身体介護」に該当する行為が「身体介護」の所要時間を満たしていない場合に、「身体介護」を算定している事例や、サービス提供記録に実施したサービスの記載されていない事例がありました。適切な訪問介護費の算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1イ、ロ 老企第36号第2の2(2)	2
24	2人の訪問介護員等による訪問介護	○2人の訪問介護員による訪問介護について要件の適合状況が明確になっていませんでした。該当する利用者については、アセスメント及び訪問介護計画において、要件の適合状況を明確にしてください。	厚告第19号別表1イ 注8 老企第36号第2の2(12)	1
25	初回加算	○サービス提供責任者が同行訪問した旨の記録がなく、同行したことの確認がとれませんでした。同行確認ができない事例については算定は認められませんので、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。また、今後はサービス提供責任者が同行訪問した旨を記録してください。	厚告第19号別表1ニ注 老企第36号第2の2(19)	2